

駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程

(目的)

第1条 駒澤大学ダイバーシティ推進に関する基本方針に則り、多様な背景を持つ教職員の人権が尊重され、公平・公正な職場環境の実現のため、駒澤大学パートナーシップ届出制度(以下、「本制度」という。)を設け、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてパートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において生計を一にし、互いに協力し合うことを約した双方に係る事実婚を含む社会生活関係をいう。

(対象者の要件)

第3条 本制度を届け出ることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 届け出を行う日において双方が民法第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、双方が同居していること。
- (3) 双方とも配偶者がいないこと。
- (4) 双方とも相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。

(届出の方法)

第4条 本制度を届け出る者は、所定の届出様式に従いパートナーシップの関係にある者双方が連署して、学長に提出しなければならない。

2 前項の届け出においては、次に掲げる全ての書類を添付しなければならない。

- (1) 同居を確認することができる書類 住民票(届け出をする日前3か月以内に発行されたもの)
- (2) 独身であることを確認できる書類 戸籍全部事項証明書又は婚姻要件具備証明書、その他民法の規定に基づき婚姻をすることができることを証する書類(届け出をする日前3か月以内に発行されたもの)
- (3) 本人確認書類 個人番号カード、旅券、運転免許証、その他、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたものの写し
- (4) その他学長が必要と認める書類

3 前項において、地方公共団体が定めるパートナーシップに関する制度による証明書により確認要件を具備する場合は、これを替えることができるものとする。

4 本制度の届け出は、代理人が行うことはできない。

5 本制度を届け出る者は、本規程を順守するものとし、虚偽の届け出をしてはならない。

6 学長は本条各項により提出された届け出について確認の上、認定するものとする。

(準用規程)

第5条 前条により届け出されたパートナーシップの関係に対しては、次の就業規則及び各規程を準用するものとする。ただし、次項ないし8項各号の規定は、当該各号記載のとおり読み替えるものとする。

2 駒澤大学教員就業規則

- (1) 同規則第34条第1項第1号の「本人が結婚するときは、婚姻届を提出した日より1年以内に」は、「本人が『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第4条に基づき届け出たとき又は地方公共団体が定めるパートナーシップに関する制度による届け出をしたときは、その受理された日のいずれか早い日より1年以内に」とする。
- (2) 同規則第34条第1項第2号の「子」及び同項第5号の「子」は、「子または『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方の子（法律上の親子関係がある場合に限る）」とする。
- (3) 同規則第34条第1項第3号から第6号の「配偶者」は、「『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方」とする。
- (4) 同規則第39条第1項に規定される「子」は、「子または『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方の子（法律上の親子関係がある場合に限る）」とする。

3 駒澤大学職員就業規則

- (1) 同規則第43条第1項第1号の「本人が結婚するときは、婚姻届を提出した日より1年以内に」は、「本人が『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第4条に基づき届け出たとき又は地方公共団体が定めるパートナーシップに関する制度による届け出をしたときは、その受理された日のいずれか早い日より1年以内に」とする。
- (2) 同規則第43条第1項第2号及び第5号の「子」は、「子または『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方の子（法律上の親子関係がある場合に限る）」とする。
- (3) 同規則第43条第1項第3号から第6号の「配偶者」は、「『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方」とする。
- (4) 同規則第45条の5及び第45条の7の「子」は、「子または『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方の子（法律上の親子関係がある場合に限る）」とする。

4 駒澤大学教職員給与規程

- (1) 同規程第26条各項の「配偶者」は、「『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方」とする。

5 駒澤大学教職員退職金支給規程

- (1) 同規程第8条第1項第1号の「配偶者」は、「『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方」とする。

6 学校法人駒澤大学介護休業に関する規程

- (1) 同規程第3条第2項第1号及び第3号の「配偶者」は、「『駒澤大学パートナーシップ

届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方」とする。

- (2) 同規程第3条第2項に規定される「子」は、「子または『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方の子（法律上の親子関係がある場合に限る）」とする。

7 学校法人駒澤大学育児休業に関する規程

- (1) 同規程第3条から第10条及び第18条から第21条の「子」は、「子または『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方の子（法律上の親子関係がある場合に限る）」とする。

- (2) 同規程第4条の2から第7条の「配偶者」は、「『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方」とする。

8 学校法人駒澤大学慶弔見舞金支給規程

- (1) 同規程第3条第1項第2号の「配偶者」は、「『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方」とする。

- (2) 同規程第3条第1項第2号の「子」は、「子または『駒澤大学パートナーシップ届出制度に関する規程』第2条に定義する本制度に基づく相手方の子（法律上の親子関係がある場合に限る）」とする。

(届出事項の変更等)

第6条 第4条に基づき本制度の届け出を行った者は、同条により届け出をした事項等に変更があったときは、遅滞なく、所定の届出様式に従い学長に届け出なければならない。

2 変更の届け出は、代理人が行うことはできない。

(認定の取消)

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第6項の認定を取り消すことができる。

- (1) 本制度で届け出たパートナーシップの関係を継続する意思がないと認められるとき。

- (2) 第3条各号に規定する要件を満たさないと認められるとき。

(事務所管)

第8条 この規程の実施に関する事務所管は、総務部及び人事部とする。

(実施細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、これを行う。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。